

■子ども発達・相談センターとは

お子さんの発達に関するご相談に対し、

相談員がお話を聞いて、保護者の方と一緒に

にお子さんにあった対応方法や福祉サービス

を考えます。未就学のお子さんについては

必要に応じてセンター内の児童発達支援

事業所等を活用しながら支援します。

また、お子さんが通われている保育所・

幼稚園・学校等へ、対応方法についての助言

や提案を行うこともできます。

センターの外観



■ご利用の方法

※予約制です。

電話またはFAXでお申し込みください。

【受付時間】：月・火・水・木・金曜日

午前8：30から午後5：00まで

(祝日・年末年始を除く)

・後日、担当相談員から相談の日時を決

める電話をいたします。



アクセスマップ



©OpenStreetMap contributors
<http://www.openstreetmap.org/copyright>

小田急小田原線生田駅から徒歩10分です。

*坂道があります。ご注意ください。

*車でお越しの際は、近隣の駐車場をご利用ください。

住所：川崎市多摩区西生田2-1-20

電話：044-299-6818

FAX：044-299-6819

川崎市 子ども発達・相談センター きっずサポートたま

令和4年10月1日 オープン



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市



発行元

川崎市健康福祉局

総合リハビリテーション推進センター 中部地域支援室

障害保健福祉部 障害計画課

お子さんの発達について、一緒に考えます！

こんな様子はありませんか？

- 落ち着きがない
- かんしゃくを起しがち
- 友達とうまく遊べない
- 言葉が遅い



対象

多摩区にお住まいの発達に関する相談を希望される18歳未満のお子さんとその保護者

★きつずサポートについて

きつずサポート

相談支援

- 行動観察・適応評価
- 支援方法の提案
- 福祉サービスの案内

指定児童発達支援事業所等

- 児童発達支援

『アエル』

- 子育てサロン
- 学齢児グループ

保育所・幼稚園・学校等

一人ひとりにあった支援方針を交付します

ご相談のながれ

相談申込み

相談

状況の確認

支援方針交付

障害児通所支援等の案内

対応方法の助言・提案

各所属や支援機関

※所属等への状況の確認や対応方法の助言・提案については、保護者の同意が必要です。

★支援方針とは

○お子さんに必要な支援内容をまとめたものです。

○お子さんにあった対応方法や福祉サービスをまとめたものです。

また、障害児通所支援等の利用に必要な「サービス利用対象証明」にもなります。

○必要に応じ、保育所、幼稚園、学校等と共有して、お子さんが一貫したサポートを受けられるようにするためのものです。

○支援方針をもとに適切な支援機関へ引き継ぎます。

